

登米市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

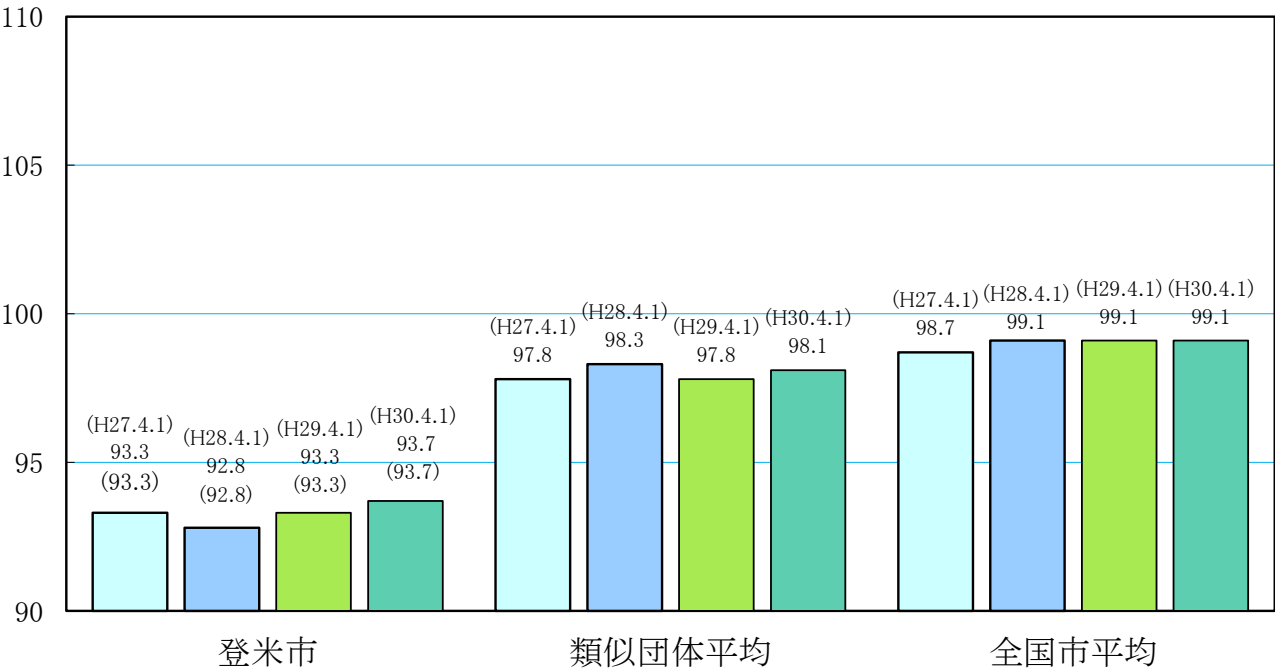
区 分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 81,094	千円 43,784,516	千円 1,268,924	千円 7,935,546	% 18.1	% 16.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
29年度	人 877	千円 3,138,376	千円 527,058	千円 1,244,144	千円 4,909,578	5,598	5,833

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]
実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 登米市:支給対象外地域
※国と同様に見直しを実施。支給該当地域に勤務した場合、その支給割合に応じて支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。給与改定後は平成27年4月に遡及し国と同様の支給割合を支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
登米市	42.7 歳	307,291 円	353,353 円	335,256 円
宮城県	42.2 歳	320,093 円	405,493 円	355,359 円
国	43.5 歳	329,845 円	---	410,940 円
類似団体	41.7 歳	313,147 円	376,570 円	344,720 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		参 考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
登米市	52.8 歳	57 人	306,160 円	326,362 円	323,001 円	---	---	---	---
うち 用務員	52.6 歳	31 人	306,481 円	326,507 円	322,507 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.58
うち 自動車運転手	53.0 歳	12 人	307,358 円	338,820 円	334,273 円	自家用乗用 自動車運転者	56.6 歳	301,300 円	1.12
うち その他	53.3 歳	14 人	304,421 円	315,362 円	314,434 円	---	---	---	---
宮城県	51.9 歳	173 人	312,660 円	353,467 円	348,230 円	---	---	---	---
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	---	328,637 円	---	---	---	---
類似団体	53.6 歳	25 人	315,722 円	342,819 円	331,224 円	---	---	---	---

区 分	参 考		
	年 収 ベー ス (試 算 値) の 比 較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
登米市	---	---	---
うち 用務員	5,425,678 円	2,808,700 円	1.93
うち 自動車運転手	5,605,732 円	3,864,600 円	1.45
うち その他	5,217,466 円	---	---

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27年～平成29年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③幼稚園教育職

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額
登米市	41.9 歳	284,991 円	310,166 円
宮城県	44.9 歳	374,550 円	420,797 円
類似団体	39.8 歳	284,088 円	315,749 円

④消防職

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
登米市	33.3 歳	240,445 円	296,710 円	268,714 円
類似団体	35.6 歳	264,438 円	339,376 円	299,066 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 幼稚園教育職欄における宮城県の数値は、小・中学校教育職の数値である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	登 米 市	宮 城 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	179,200 円	187,100 円
	高 校 卒	147,100 円	179,200 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	144,500 円	152,600 円
	中 学 卒	128,900 円	150,300 円
幼 稚 園 教 育 職	大 学 卒	179,200 円	133,600 円
	高 校 卒	---	---
消 防 職	大 学 卒	179,200 円	---
	高 校 卒	147,100 円	---

(注) 1 幼稚園教育職欄における宮城県の数値は、小・中学校教育職の数値である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	225,950 円	325,200 円	364,000 円	377,879 円
	高 校 卒	206,950 円	289,063 円	328,283 円	368,000 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	---	276,300 円	310,833 円	312,933 円
	中 学 卒	---	297,633 円	310,075 円	312,025 円
幼 稚 園 教 育 職	大 学 卒	250,700 円	---	---	---
	高 校 卒	---	---	---	---
消 防 職	大 学 卒	237,300 円	315,850 円	---	---
	高 校 卒	209,825 円	286,650 円	326,500 円	377,800 円

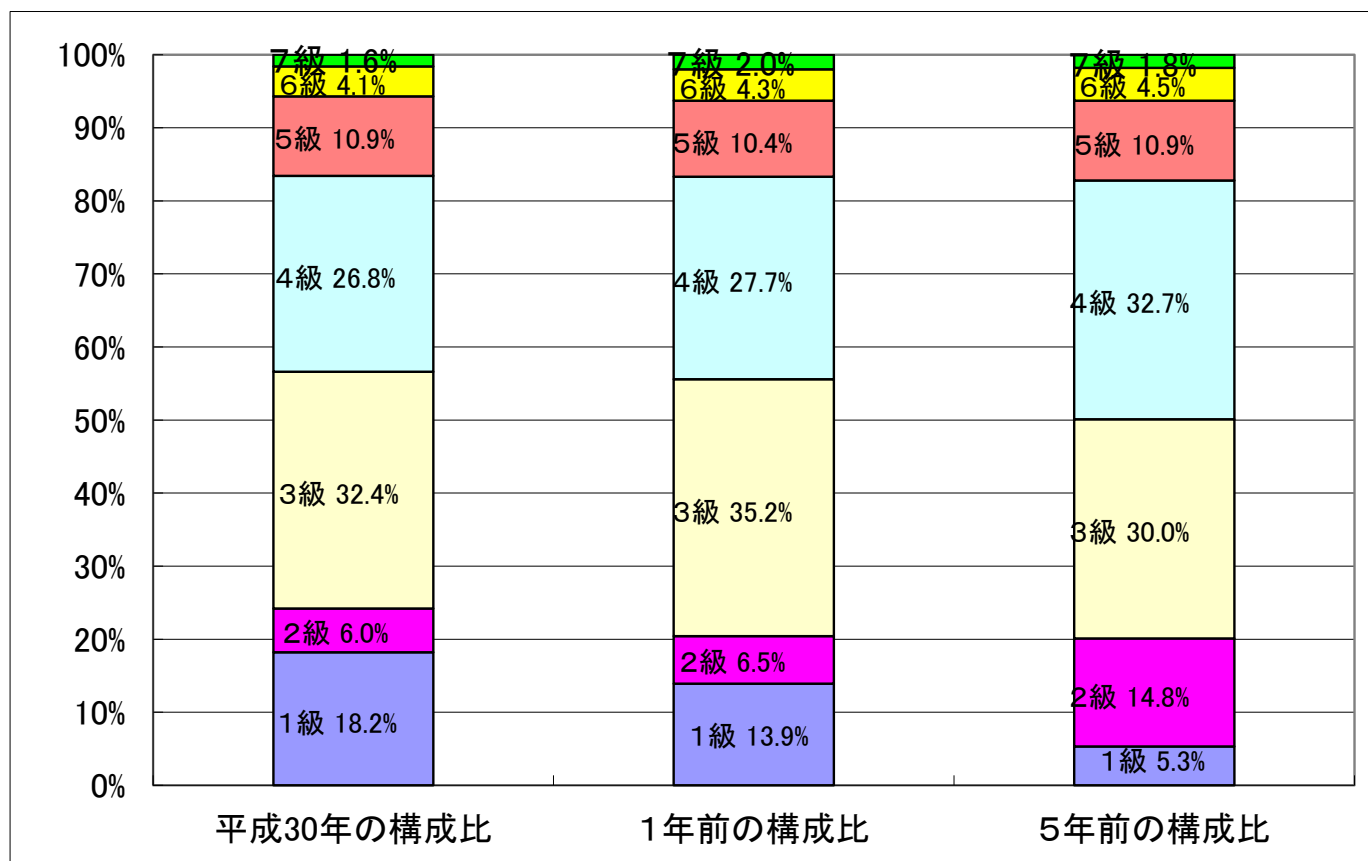
- (注) 1 経験年数の階層区分に該当する者がいない場合には、近似の階層区分に該当する者を記載している。
 近似の階層区分にも該当する者がいない場合には---(ハイフン)を表示している。
 2 一般行政職-大学卒-経験年数10年は近似の階層区分(経験年数9年)の平均給料月額である。
 3 一般行政職-大学卒-経験年数30年は近似の階層区分(経験年数29年～31年)の平均給料月額である。
 4 技能労務職-中学卒-経験年数30年は近似の階層区分(経験年数29年～31年)の平均給料月額である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

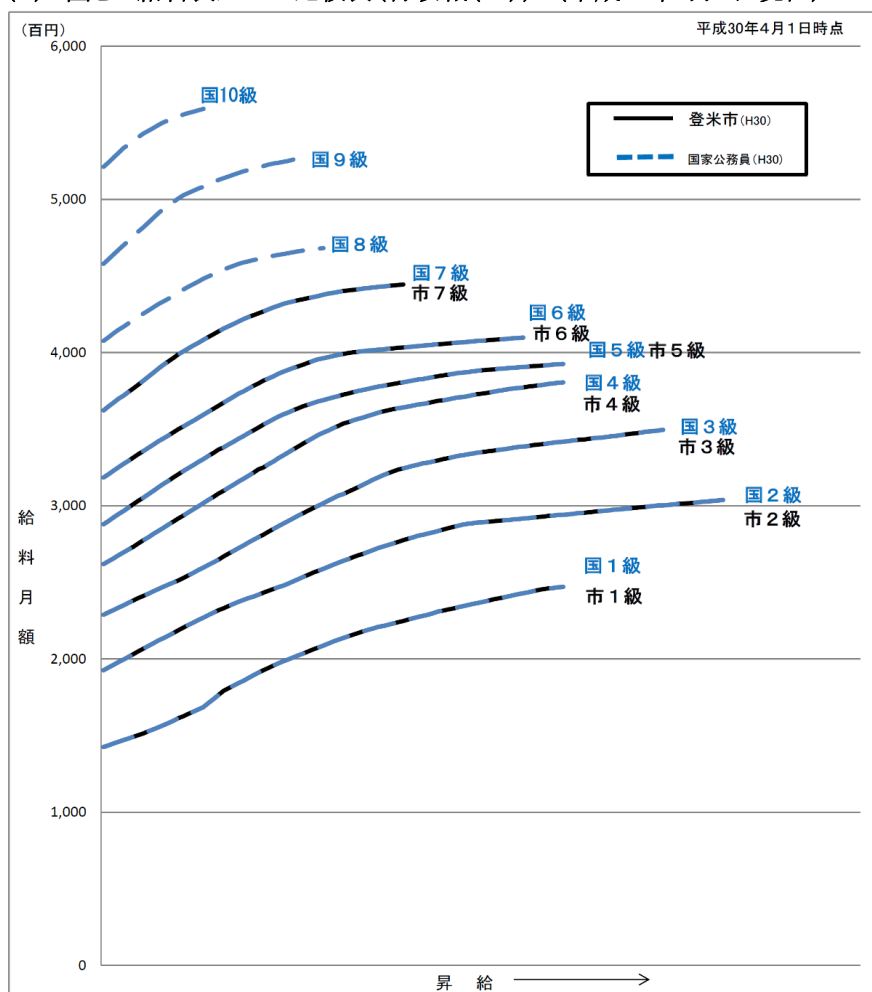
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務 (主事、技師)	94 人	18.2 %	142,600 円	247,100 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 (主事、技師)	31 人	6.0 %	192,700 円	303,800 円
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 (係長、主査、技術主査)	167 人	32.4 %	228,900 円	349,600 円
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 (課長補佐、主幹、技術主幹)	138 人	26.8 %	262,000 円	380,600 円
5 級	1 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 2 重要な業務を所掌する公所の長の職務 (課長、副参事)	56 人	10.9 %	288,000 円	392,600 円
6 級	1 本庁の次長及び支所長の職務 2 重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 (次長、支所長、参事)	21 人	4.1 %	318,500 円	409,800 円
7 級	会計管理者又は部長の職務若しくは職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 (会計管理者、部長)	8 人	1.6 %	362,300 円	444,500 円

- (注) 1 登米市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (平成30年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

登米市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,407 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,756 千円	---
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

登 米 市			国		
(支 給 率)	自己都合	勸奨・定年	(支 給 率)	自己都合	応募認定・定年
勤 続 2 0 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤 続 2 0 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤 続 2 5 年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤 続 2 5 年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤 続 3 5 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤 続 3 5 年	39.7575 月分	47.709 月分
最 高 限 度 額	47.709 月分	47.709 月分	最 高 限 度 額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
(退職時特別昇給	なし	)			
1人当たり平均支給額	9,725 千円	20,512 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)			2,796 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(29年度決算)			399,371 円
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支 給 対 象 職 員 数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	1 人	20.0 %
多賀城市	10 %	0 人	10 %
仙台市	6 %	5 人	6 %
名取市	3 %	0 人	3 %
医師	16.0 %	1 人	16.0 %

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			91 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			1,683 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合			6.2 %	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	0 千円	1日500円
死体処理手当	死体処理業務従事した職員	死体処理業務	83 千円	1日1,500円
消防業務手当	消防職員	防御活動業務	0 千円	1日840円
		救急業務	0 千円	1日840円
		救助業務	8 千円	1回200円
		特殊災害等が発生した箇所で行われた救助業務	0 千円	1日840円
		立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域で行われた防御活動、救急、救助業務	0 千円	1日1,680円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	156,251 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	194 千円
支給実績（28年度決算）	120,396 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	149 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度 との異同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (29 年 度 決 算)	支給職員1人当たり 平 均 支 給 年 額 (29 年 度 決 算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 最高額66,400円	同じ		59,514 千円	517,505 円
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 10,000円 3 配偶者・子以外の扶養親族 1人につき6,500円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		113,100 千円	235,133 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃－12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円＋(家賃－23,000円)／2で27,000円を限度 ウ 市の宿舍等に入居している者には支給しない	同じ		38,295 千円	269,683 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ア 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価額(最も経済的かつ合理的なもの) イ 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円を限度 2 自動車等の使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円	同じ		70,336 千円	81,880 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000円 ※ ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の場合は、その距離に応じて8,000円～70,000円加算	同じ		1,272 千円	424,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		40,332 千円	147,733 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		9,931 千円	82,069 円

宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同じ		1,521 千円	4,693 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給 ア 週休日又は休日 6,000円～8,000円 イ 平日深夜(午前0時～午前5時) 4,000円～6,000円	同じ		582 千円	22,385 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 ア 世帯主である職員(扶養親族あり) 17,800円 イ 世帯主である職員(扶養親族なし) 10,200円 ウ その他の職員 7,360円	同じ		57,901 千円	63,838 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所等を離れて市の区域に滞在する場合に支給 1日につき最高6,620円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	911,000 円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額	
	副 市 長	(円)	1,015,000 円 /	765,000 円
報 酬	議 長	734,000 円	805,000 円 /	648,000 円
	副 議 長	(円)		
	議 員	491,000 円	539,000 円 /	418,000 円
		(円)		
退 職 手 当	市 長	425,000 円	465,000 円 /	375,000 円
	副 市 長	(円)		
	議 長	398,000 円	430,000 円 /	360,000 円
	副 議 員	(円)		
期 末 手 当	市 長	(29年度支給割合)		
	副 市 長	3.30 月分		
退 職 手 当	議 長	(29年度支給割合)		
	副 議 員	3.30 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×44/100	19,240,320円	任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×26/100	9,160,320円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

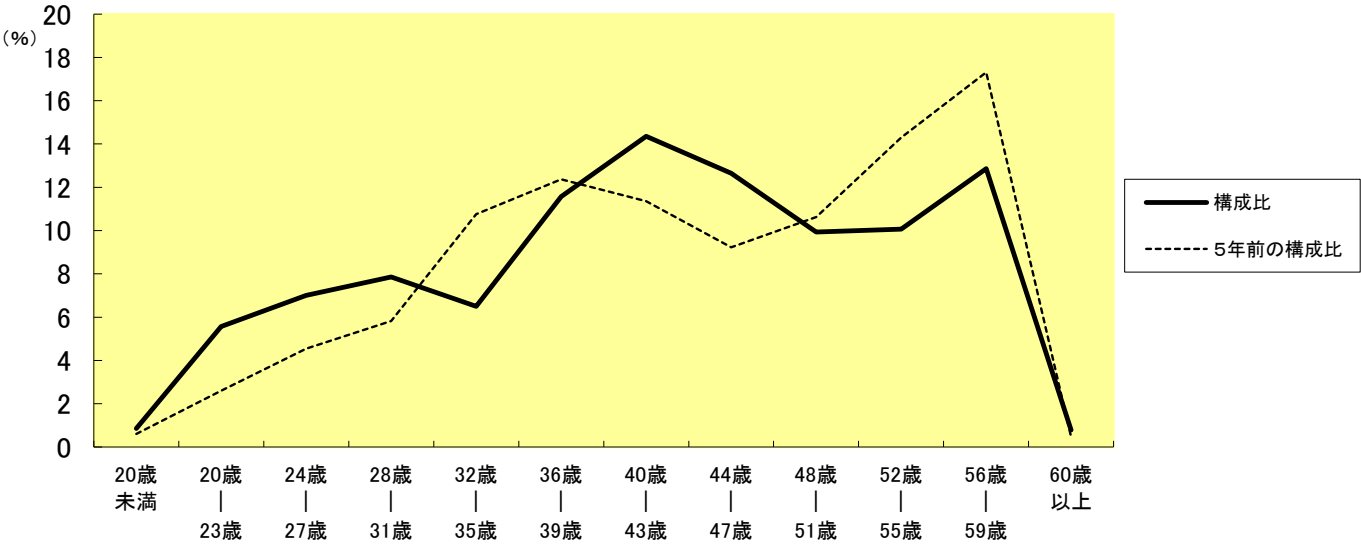
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	総合支所機能の充実
		総 務	186	202	16	
		税 務	31	31	0	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	56	55	△ 1	
		商 工	13	13	0	
		土 木	60	60	0	
		民 生	161	150	△ 11	
	衛 生	65	66	1	保育所の民営化による減 欠員補充	
		計	579	584	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.02 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 58.79 人)
	教 育 部 門	145	128	△ 17	事務の統廃合縮小及び民間等委託による減	
	消 防 部 門	153	153	0		
	小 計	877	865	△ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.67 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 75.50 人)	
会 公 計 企 業 部 門 等	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他		458	461	3	医療確保のための増
			26	27	1	水道業務の充実
			19	18	△ 1	
			28	29	1	基幹型地域包括支援センター新設による増
		小 計	531	535	4	
合 計		1,408 (2,157)	1,400 (2,157)	△ 8 (0)	<参考> 人口1万人当たり職員数 172.64 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 12	人 78	人 98	人 110	人 91	人 162	人 201	人 177	人 139	人 141	人 180	人 11	人 1,400

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	622	604	591	587	579	584	△ 38 (△6.1%)
教育	160	153	150	148	145	128	△ 32 (△20.0%)
消防	161	154	163	151	153	153	△ 8 (△5.0%)
普通会計計	943	911	904	886	877	865	△ 78 (△8.3%)
公営企業等会計計	553	552	536	518	531	535	△ 18 (△3.3%)
総合計	1,496	1,463	1,440	1,404	1,408	1,400	△ 96 (△6.4%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業・老人保健施設事業

① 職員給与費の状況

アー1 病院事業決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費率
29年度	千円 7,932,146	千円 △ 1,205,036	千円 3,685,993	% 46.5	% 44.0

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 455	千円 1,723,124	千円 641,775	千円 688,472	千円 3,053,371	千円 6,711	千円 6,890

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

アー2 老人保健施設事業決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費率
29年度	千円 447,264	千円 △ 47,940	千円 155,856	% 34.8	% 35.9

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 23	千円 78,257	千円 10,091	千円 29,763	千円 118,111	千円 5,135	千円 5,117

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
登米市	医師	53.3 歳	695,093 円
	看護師	44.7 歳	316,023 円
	事務職	45.5 歳	334,912 円
団体平均	医師	45.0 歳	570,599 円
	看護師	39.3 歳	292,417 円
	事務職	42.9 歳	324,084 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当を合算した職員1人当たりの平均支給額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登米市(病院事業・老人保健施設事業)	登米市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(29年度) 1,508 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,407 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

登米市(病院事業・老人保健施設事業)			登米市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)	
(退職時特別昇給)	なし	()	(退職時特別昇給)	なし	()
1人当たり平均支給額	2,536 千円	20,842 千円	1人当たり平均支給額	9,725 千円	20,512 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)			44,031 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			1,334,261 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	0 人	20.0 %
多賀城市	10 %	0 人	10 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
名取市	3 %	0 人	3 %
医師	16.0 %	33 人	16.0 %

エ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)			233,677	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			746,572	円
職員全体に占める手当支給職員の割合			68.3	%
手当の種類(手当数)			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療業務	154,409 千円	管理者が定める額
救急勤務医手当	登米市民病院に勤務する医師	救急診療業務	7,392 千円	患者1人につき2,000円～5,000円
死体処理手当	死体処理業務に従事した職員(医師を除く)	死体処理業務	552 千円	死体1体につき1,000円を従事した人員で除した額
放射線取扱手当	診療放射線技師、看護師、准看護師、歯科衛生士	放射線照射業務	1,729 千円	月額3,000円～5,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	深夜における看護業務	57,160 千円	勤務1回につき2,000円～6,800円
待機手当	正規の勤務時間以外に緊急業務のため待機を命ぜられた職員(医師を除く)	医療業務	12,435 千円	勤務1回につき1,700円

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	53,304 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	148 千円
支給実績(28年度決算)	50,524 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	140 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支 給 実 績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 最高額245,900円	同じ		72,454 千円	1,006,304 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 最高額368,000円			72,409 千円	3,148,183 円
扶養手当	一般行政職に同じ	同じ		41,144 千円	207,794 円
住居手当	一般行政職に同じ	同じ		20,366 千円	271,545 円
通勤手当	一般行政職に同じ	同じ		34,872 千円	90,107 円
単身赴任手当	一般行政職に同じ	同じ		1,800 千円	360,000 円
休日勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		497 千円	16,015 円
夜間勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		23,582 千円	133,988 円
宿日直手当	勤務1回につき 1 医師 40,000円 2 医師以外 5,000円	異なる	支給単価(一般行政職は、勤務1回につき4,200円)	18,228 千円	180,470 円
管理職員 特別勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		291 千円	58,200 円
寒冷地手当	一般行政職に同じ	同じ		27,809 千円	59,294 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職 員 給 与 費 率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職 員 給 与 費 率
29年度	千円 4,340,529	千円 151,607	千円 196,847	% 4.5	% 3.8

区 分	職 員 数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
29年度	人 27	千円 103,442	千円 15,970	千円 38,326	千円 157,738	千円 5,842	千円 6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
登 米 市	46.1 歳	342,141 円	501,748 円
団 体 平 均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当を合算した職員1人当たりの平均支給額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登 米 市 (水 道 事 業)	登米市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(29年度) 1,458 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,407 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

登米市(水道事業)			登米市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)	
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	0 千円	20,788 千円	1人当たり平均支給額	9,725 千円	20,512 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	0 人	20.0 %
多賀城市	10 %	0 人	10 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
名取市	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		0 %	
手当の種類(手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
---	---	---	---

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	3,851 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	183 千円
支給実績(28年度決算)	6,220 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	259 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる内容	支 給 実 績 （29年度決算）	支給職員1人当たり 平 均 支 給 年 額 （29年度決算）
管理職手当	一般行政職に同じ	同じ		1,837 千円	612,016 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 最高額2,500円			0 千円	0 円
扶養手当	一般行政職に同じ	同じ		3,910 千円	217,222 円
住居手当	一般行政職に同じ	同じ		1,386 千円	277,080 円
通勤手当	一般行政職に同じ	同じ		2,302 千円	95,900 円
単身赴任手当	一般行政職に同じ	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	一般行政職に同じ	同じ		1,865 千円	74,568 円